

大分県家畜伝染病緊急支援資金

【制度の概要】

県内外において突発的に発生する特定家畜伝染病により、県内の畜産農家は、安定的な収入の確保が困難になることへの不安を抱えている。

そこで、無利子の短期運転資金を迅速に融通することで、経営面における影響を最小限に止め、安定的な事業の継続を支援することを目的とした資金を創設した。

【資金の概要】

(1) 貸付対象者

特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法第3条の2に定められている疾病のうち、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに知事が必要と認めた疾病）の発生により、次の影響を受けた畜産経営を営む個人及び法人とする。

- 1 出荷を予定していた家畜市場の開催が中止又は延期された場合
- 2 農場や取引先等が移動（搬出）制限を受けた場合
- 3 社会的又は経済的環境の変化（風評被害等）により収入の確保が困難となる等、知事が特に必要と認めた場合

(2) 貸付限度額 個人及び法人ともに一経営体当たり総額300万円以下

(3) 貸付利率 実質無利子

貸付金利は、近代化資金の基準金利を準用し、利子補給率を同率とすることで無利子とする。

(4) 償還期限 貸付実行日が属する月の翌々月末日まで

ただし、出荷を予定していた家畜市場の開催中止又は開催延期や取引先等の移動（搬出）制限が前述の償還期限を超える場合は、家畜市場の再開日の属する月の翌々月末日、取引先等の移動（搬出）制限解除された日の属する月の翌々月末日又は出荷再開による販売代金が生産される月の翌月末日までのいずれか早い日まで。

(5) 融資機関 貸付事業を行う農業協同組合

ただし、県内に本店若しくは支店を有する金融機関より融資機関となる旨の申し出があった場合はこの限りでない。

(6) その他 融資機関は、農業信用基金協会から債務保証の承諾を得た後、速やかに貸付実行を行う。